

2025年10月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例 (訪日外国人患者の自己都合による国際医療搬送について)

相談内容 :

入院中の訪日外国人患者の搬送に関する助言を求められました。

- ・くも膜下出血の治療のため入院中。民間保険の限度額50万円を大幅に超える300万円の治療費が発生している。
- ・治療費の負担はこれ以上困難であるため、病院側から「搬送できる状態ではない」と説明されているにも関わらず、自己都合により母国への船での搬送（母国側の病院と話がついている）を強く希望している。
- ・病院側としては、患者の容態から搬送に責任を持つないため、搬送後に病院に責任がないことを明確にする書面（誓約書など）を患者側と締結したいが、その方法や必要なサポート、アドバイスを求めている。

対応内容 :

以下のとおり、対応し、終了しました。

誓約書の締結について

- ・病院が弁護士と相談の上、患者および家族と誓約書を締結した事例がある。
- ・当該事例において、誓約書には、本来的な治療継続の必要性や、搬送による命の危険性などの病院からの説明を十分に理解した上で、あくまで患者側の自己都合での退院・搬送を希望したことを探り込み、双方の納得を示す証明とすることとしていた。
- ・入院治療の継続要請は行っているため、来院時に誓約書を作成・取得する予定であるという病院の対応は適切と考えられることを伝えた。

搬送に関する医療体制について

- ・医療搬送（船での移動）に関しては、患者側（ご家族）が責任をもって、医師や看護師などの医療職が付き添う体制を含めた医療搬送を自ら手配することが前提となることを説明した。
- ・母国の医師が来院し付き添って搬送する場合、点滴などの継続的な処置の要否も含め、来院した医師が患者の状況を十分に理解し、必要な医療機材などを準備して対応することが前提となる。病院側は現在の治療内容等の情報提供（説明）は必要であると伝えた。

その他の書類について

- ・海外の方のケースであっても、基本的に国内の対応と同じように考え、患者側が希望した場合に英語の診断書などの書類を用意する手順となるため、患者から希望がない現段階では、病院側から特殊な書類を用意する必要はないとの見解を伝えた。
- ・ただし、患者側で用意すべきものであるが、搬送先（船舶会社など）に乗船拒否をされないためには、患者側で診療情報提供書など、患者の状態や抱えるリスク、対応状況を説明する書類を提出する必要がある可能性を指摘した。

以上

【その他】

参考としていただける資料を以下に記載する。

「外国人患者受入のための医療機関向けマニュアル」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>

「外国人向け多言語説明資料 一覧」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/setsumei-ml.html

【本件に関する照会先】

厚生労働省夜間・休日ワンストップ相談窓口運営事務局

受託事業者：メディフォン株式会社（担当：小川、海野、吉川）

E-mail : onestop.soudan.mhlw@mediphone.jp

TEL : 050-3623-2395（こちらの番号は平日 9:00-18:00 のみ対応）